

令和3年7月27日

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号 大興ビル305号
適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット
理事長 野垣 康之 先生

〒790-0001

愛媛県松山市一番町4-1-6 ANNBILL3階
野垣法律事務所
弁護士 野垣 康之 先生

〒100-0005

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル9階
祝田法律事務所
電話 03-5218-2084
FAX 03-5218-2085
株式会社ミュゼプラチナム代理人
弁護士 川村 一博
同 村松 頼信

ご 連 絡

冠省

当職らは、株式会社ミュゼプラチナム（以下「当社」といいます。）を代理して、特定非営利活動法人えひめ消費者ネット様（以下「貴法人」といいます。）から頂戴した令和3年7月16日付け御連絡（以下「貴信」といいます。）に対し、以下のとおりにご連絡いたします。なお、本書で用いる語句の定義は、特に記載のない限り、当職らから貴法人に送付した同年4月7日付けご連絡記載の定義に従うものとします。

貴法人は、貴信において、(i)当社の使用する概要書面（事前説明書）（以下「当社概要書面」といいます。）の「当社が販売する全商品は特定商取引法における関連商品ではございませんので美容サービスに伴う化粧品等の購入の必要はありません。」との記載（以下「本件記載」といいます。）を削除することと、(ii)特定商取引法の定める関連商品の販売に関しクーリング・オフに応じることを求められています。

上記(i)に関しては、ご案内のとおり、本件記載は、特定商取引法第48条第2項の「関連商品」に関する記載でございます。この「関連商品」に該当するかどうかは、①商品販売時に当該商品の購入が必要である旨の説明がなされているか、②必要である旨の説明がなされていない場合においては商品と役務との関連性（一体性）により判断するものとされています。また、一定の商品の購入は任意である旨の説明をしながらも、実際には当該商品を使用することを前提に役務提供が行われており、購入しなければ役務提供の価値がなくなる場合には、関連商品に該当するとされています（消費者庁取引対策課＝経済産業省商務・サービスグループ消費経済企画室編『特定商取引法に関する法律の解説〔平成28年版〕』348頁（商事法務、2018））。そして、「関連商品」といえるためには、特定商取引法第48条第2項を受けた特定商取引法施行令別表第5（第14条関係）第1項イ～ニのいずれかに該当する必要がありますが、形式的にこれらに該当するだけでは足りず、特定継続的役務提供に係る役務と当該商品の関連性や勧誘の実態に照らして、当該商品を購入しなければ役務の提供を受けられないものである必要があります（福岡高判令和元年7月25日判タ1479号208頁）。

この点、当社の販売する商品（以下「当社商品」といいます。）には、貴信記載のとおり、形式的に特定商取引法施行令別表第5（第14条関係）第1項に該当するものも含まれております。他方で、当社の実施する美容脱毛の施術（以下「当社施術」といいます。）においても既にお客様の肌の保護が図られているところ、当社商品は、お客様が自宅においても肌のケアを行って保湿その他の肌を保護する効果をより一層高める目的により販売するものであります。当社商品は、お客様が自宅で使用し肌のケアを行うことで肌をより効果的に保護する機能を有しているものの、当社施術との関係で必ずしも必要なものではございません。そのため、当社は、お客様に対し、必ずしも当社商品を購入する必要はなく、当社施術だけでもお客様の肌が十分に保護されているものの、当社商品を利用することによって、より一層効果的に肌の保護を図ることができる商品である旨の説明を行っております。当社概要書面上の本件記載も、そうした当社の対応の一環として記載しておる次第です。

当社としては、以上の理由から、当社商品は、特定商取引法第48条第2項の「関連商品」には該当しないと認識しております。また、当社は、念のため、事前に、経済産業省関東経済産業局産業部消費経済課に対し、複数回にわたって問い合わせたところ、当社商品が特定商取引法第48条第2項の「関連商品」に該当しないとの解釈を是認する回答を得ております。このように、当社商品が「関連

商品」に該当しないことについては、お客様にもしっかりとご説明差し上げる必要があるとの観点から、当社としましては、今後も本件記載が記載された当社概要書面をお客様に交付してまいる所存でございます。

上記(ii)に関しては、上記のとおり、当社商品は特定商取引法第48条第2項の「関連商品」には該当しないことから、当社商品をお客様に販売する契約には、同項に基づく関連商品販売契約のクーリング・オフ制度が適用されません。

ただ、そうした特定商取引法の適用関係は前提としながらも、当社としては、お客様が当社商品を購入・使用されるに当たって、より当社商品の効用についてご納得いただく観点から、法定外の当社独自の取組みとして、当社施術に関するエステティックサービス契約と同時に当社商品（購入により当該エステティックサービス契約の割引を伴う全ての商品）につき、未使用・未開封であることを条件として、当該エステティックサービス契約に関するクーリング・オフ期間内に限って返品を受け付ける対応を採っております。この対応に関しては、当社が、当社商品を購入されるお客様に提出をお願いしている「信販契約及びサロン内商品の販売等にかかる同意書」にも赤色及び下線表示にて明記しております。貴法人宛てに当該書面のサンプルを別送いたしますので、ご参照ください。

こうした当社独自の取組みは、特定商取引法第48条第2項に基づくクーリング・オフ制度が適用されない場面ながらも、貴信記載の上記(ii)のご要望の趣旨に適うものではないかと拝察しております。

この度は、貴法人より、令和3年4月2日付け「照会書」及び貴信を拝受し、当社概要書面等につき貴重なご指摘を頂戴したことを通じて、当社における特定商取引法その他の法令遵守体制に関して改めて見つめ直す重要な機会となりました。ここに改めて御礼申し上げます。

貴法人におかれましては、本書の説明につきご理解を賜れましたら幸甚でございます。

今後とも、何とぞよろしくお願い申し上げます。

不一



複写

差出人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所
株式会社ミュゼプラチナム代理人

弁護士 川村 一博 同 村松 頼信

受取人

〒790-0952 愛媛県松山市朝生田町7-2-22 大興ビル305号
適格消費者団体特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之 先生

〒790-0001 愛媛県松山市一番町4-1-6 ANNBILL3階
野垣法律事務所

弁護士 野垣 康之 先生

複写

複写

複写

複写

複写

複写



この郵便物は令和 3年 7月 27日
第 12489561534 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：2021072712003500100001 号
4 / 4 頁

